

幸福の科学学園建築の開発非該当判断は 実質的違法と裁判所が示唆

建築確認の「執行停止(=即工事ストップ)」には至らず 引き続き本審理にて違法性の有無を審議

2012年11月29日、大津地裁に申立てを行っていた幸福の科学学園・関西校の建築確認に対する「執行停止」(いわゆる仮処分)の判断が原告団に決定書として通知されました。結果は、「申立ての却下」という判断でした。

建築確認の取消しを求める訴訟では、“仮処分”として審理中の工事停止を求める「執行停止の申立て」と、“本案”である「建築確認の違法性を問う申立て」の2つを行っています。今回の大津地裁の決定により、工事の即ストップとはなりませんでしたが、今後も本案審理が行われていくことになります。

弁護団「執行停止なくとも、建築確認取消訴訟へのマイナスは無し」

今回の決定書を受け、原告・弁護団による記者会見が行われました。会見では、仮処分である執行停止の申立て却下の理由について、『執行停止とは、「重大な損害を避けるための緊急の必要がある」と判断されたときのみ裁判所が本案裁判の前にとりあえず工事を止めるもので、今回はこの「緊急の必要性」までは主張が認められなかった』と弁護団より説明がありました。

一方で、決定書では、原告・弁護団が主張してきた「建築確認の違法性に関する指摘」について、既に下記のように認められたものもあり、本案である建築確認の取消しに向けて期待が持てる内容でした。



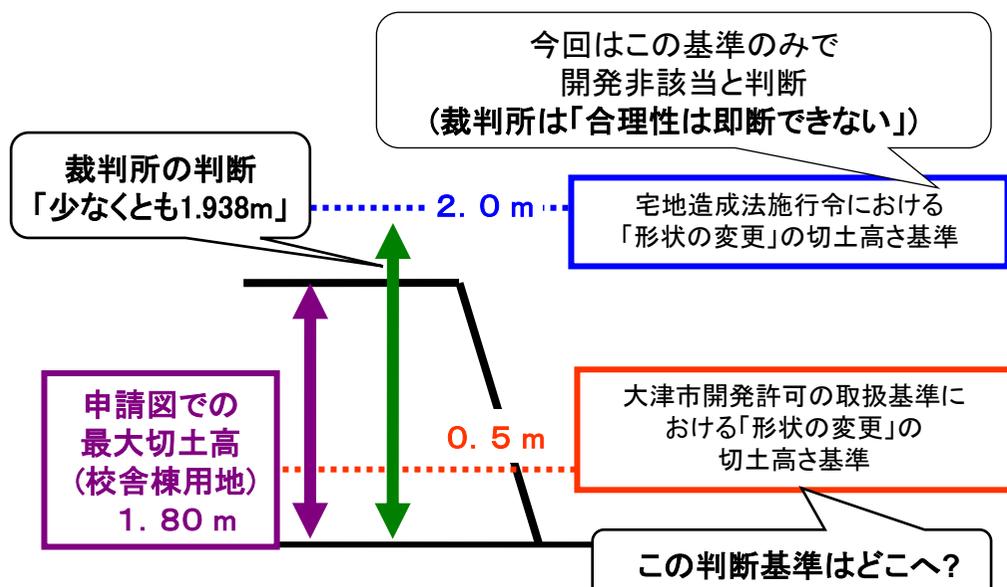
11月29日大津市旧公会堂にて

決定文とその解釈

- 「大津市が運用基準に基づいて開発行為該当性の判断をしたことについて『現段階で合理性があると即断することはできない』」
⇒ 誤った判断基準で開発行為非該当としたのであれば、建築確認は違法となります。
- 裁判提出図面から導かれた結論として、切土高は申請図面よりも高くなっており「少なくとも最大1.938m」
⇒ 開発非該当の証拠である「60条証明」に記載された申請最大高を超える掘削高が認定されました。また、宅地造成等規正法施行令での判断が適法であったとしても『あと、7cm』で開発該当となり、建築確認は違法となります。

弁護団によれば、執行停止に関する決定書において、本案の結果を示唆する内容が盛り込まれることは異例とのこと。

そもそも、建築に関する法適合性判断の大前提には『安全性の確保』という目的が存在していることを忘れてはなりません。建築に対して用いた基準が妥当でなく、申請図面の時点で既に適法でなかったとするならば、一連の建築申請に対する安全審査の信用性も疑われることになります。本案審理の経過に引き続き注目が集まります。



大津市の「運用基準」に基づく判断の合理性に疑問。 民間確認機関にも判断の責任を認める。

今回の建設に当たっては「2mを超える切り土はありません」という学園の申請をもとに、目片前大津市長が「開発非該当」（開発行為には該当していません）という「60条証明書」を発行し、建築確認が取得されました。

ところが、まち連だより9月号ですでに報じたとおり、「大津市開発の手引き」の中で定められた「形の変更」の基準（50cm）を超える盛土・切土を伴う改

変工事が行われているのです。

大津市は、「手引き」とは別の「運用基準」もあるとしていますが『大津市が運用基準に基づいて開発行為該当性の判断をしたことについて、現段階で合理性があると即断することはできない』と今回の決定書でも認められました。さらに大津市のみならず『被告である民間確認機関も自らの判断を免れない』という結論が裁判所によって導かれています。

建築工事完了前に、行政による厳正なチェックと 適法性判断が求められます。

このような裁判所の認定もあるなかで、建築工事完了検査については、「申請図面どおりの施工であるか、また、法基準を逸脱していないか」ということを明確にする必要があると思われます。大津地裁から、開発行為の「違法性に関する示唆」を受けて、大津市及び民間確認機関はどのような対応・判断を行うのでしょうか。

忘れてならないのは、開発行為該当性に関わる切土高について、60条証明の発行の過程で大津市自身が判断材料として提示していた切土高（1.8m）をこえる掘削「1.938m」が、今回裁判所に認定されていることです。（表面の図参照）

私学審議会での学校設置認可へ影響も。

来春の開校判断に対しては、滋賀県・私学審議会での学校設置認可に関する審理も大詰めを迎えます。先日、2012年11月25日の中日新聞・朝刊の新聞には、審査に関わる私学審議会の委員が新聞の取材に応じ、これまでの議論に対する悩みを打ち明けるなど、慎重な姿勢を見せる委員もおられることが掲載されました。今回の決定書で、建物の違法性の疑いについて大津地裁が言及し、本案での建築確認取消しの可能性を残すこととなった結果を受けて、学校設置認可の行方にも注目が集まります。

昨今、大学設置の判断のあり方についても、日本中を巻き込んだ一大議論が展開され、「開校前の実質的な審理が必要」という世論が体勢を占めていますが、そのような中で幸福の科学学園・関西校の設置に関する実質的な議論は行われるのでしょうか。それとも従来通りの、手続き重視の形式的進行となるのでしょうか。

記者会見に訪れていた、地元・仰木の里学区自治連合会会長も「実質的な違法性の示唆があった以上、地元自治連合会として慎重な議論を求めていきたい」としています。厳正で実質的な審理がなされるよう、まち連としても仰木の里自治連合会と連携しながら、引き続き働きかけを行ってまいります。

「幸福の科学学園建設に関する報告会」

～主催：まちづくり連合協議会～

とき： 2012年12月9日（日）午後2～4時

ところ： 仰木の里市民センター（支所）3階大会議室

内容：

- ① 裁判経過の報告、
- ② 今後の取り組みについて、
- ③ 質疑・意見交換



※駐車場に限りがありますので、なるべく徒歩にてご来場くださいますよう、ご協力をお願いいたします

※仰木の里学区にお住まいの方以外の参加はご遠慮ください

ご近所お誘い合わせの上、ぜひ、ご参加ください。仰木の里の将来について、活発なご意見もお待ちしています。

第3回口頭審理のお知らせ

とき：2012年12月13日（木）11時～
ところ：大津地方裁判所
（滋賀県大津市京町3-1-2）

*参加ご希望の方は、まち連にお問い合わせください（下記のメールアドレスまで）。



発行：仰木の里まちづくり連合協議会
ホームページ：<http://ooginosato.org/>
問合せ：ooginosato@hotmail.co.jp

仰木の里まちづくり連合協議会は学園建設に反対表明している11自治会を中心に構成されています。